

健康保険（共済組合）資格取得・喪失証明書

※事業所の方がすべて御記入ください。

就職者 退職者 (被保険者) A	氏名	(生年月日 年 月 日)			
	住所				
健康保険(共済組合)等の 資格取得又は喪失年月日 B	取得	年 月 日	健康保険・共済組合 被保険者等記号番号 保険者番号 (保険者名) C	記号： 番号： 保険者番号： ()	
	喪失	年 月 日			
	退職	年 月 日	基礎年金番号 D		
E 被 扶 養 者	氏名	生年月日	続柄	被扶養者として認定 又は除外された日	認定除外 理由
		年 月 日		認定日： 年 月 日 ----- 除外日： 年 月 日	
		年 月 日		認定日： 年 月 日 ----- 除外日： 年 月 日	
		年 月 日		認定日： 年 月 日 ----- 除外日： 年 月 日	
		年 月 日		認定日： 年 月 日 ----- 除外日： 年 月 日	
		年 月 日		認定日： 年 月 日 ----- 除外日： 年 月 日	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業所所在地</p> <p style="text-align: center;">名 称 (印)</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 () -</p>					

記入上の注意（事業所の方へ）

- 1 B欄の喪失年月日は退職年月日の翌日です。
- 2 Eの被扶養者欄は、被扶養者として認定・除外された場合に記入してください。被保険者本人の取得又は喪失に伴う被扶養者の認定又は除外があった場合も必ず記入してください。
- 3 証明書の用紙が必要な場合は、御連絡ください。コピーしてお使いいただいてもかまいません。

【問合せ先】※住民票所在地が市外の方については、お住まいの市町村担当課にお問合せください。
 鈴鹿市 保険年金課 資格給付グループ 電話 059-382-7605

就職又は退職された方の国民年金・国民健康保険の手続について

鈴鹿市

従業員の方が就職や退職されたときは、本人及び被扶養者について、国民年金（20歳～59歳の本人及び被扶養者であった配偶者）と国民健康保険（本人及び被扶養者）の届出が必要です。

届出をしないと、将来、年金を受ける際に不利益が生じたり、医療給付を受けられなくなることがあります。就職又は退職された方へは、裏面の「証明書」を交付していただき、併せて必ず届出をするよう御案内ください。

◎ 届出先・・・鈴鹿市保険年金課、地区市民センター（市外の方はお住いの市町村担当課）

就職された方へ

国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。

◎ 必要書類・・・新しい（会社などの）健康保険の資格取得証明書（裏面様式参照）、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなどいずれか1つ（全員分）及び 運転免許証などの本人確認書類

※ 就職後も鈴鹿市国民健康保険を使用すると、鈴鹿市国民健康保険が負担した医療費を後日請求される場合があります。

退職された方へ

国民健康保険の資格取得の届出が必要です。

20歳～59歳の方は国民年金の種別変更の届出が必要です。

◎ 必要書類・・・（会社などの）健康保険の資格喪失証明書（裏面様式参照）、年金手帳、運転免許証などの本人確認書類

※ 届出は、退職日の翌日又は喪失日から起算して14日以内に行ってください。14日以内に届出をしないと、医療費が全額自己負担となる場合があります。

※ 配偶者の方が、国民年金の第3号被保険者であったときは、退職により配偶者の方も第1号被保険者になる届出が必要です。

※ 厚生年金で年金受給資格期間を満たした方が退職された場合も、60歳未満であれば国民年金の第1号被保険者となります。

※ 国民健康保険料と国民年金保険料は、退職した翌日（資格喪失日）の属する月からかかります。

※ 退職後、ほかの事業所に就職して、厚生年金保険、新しい会社の健康保険や共済組合に引き続き加入するときは、届出不要です。

【問合せ先】

◆ 国民健康保険・・・鈴鹿市保険年金課資格給付グループ：059-382-7605

◆ 国民年金・・・鈴鹿市保険年金課国民年金グループ：059-382-9401

・・・津年金事務所：059-228-9112

※ 市外の方については、お住いの市町村担当課にお問合せください。